

ごみの排出抑制にご協力ください

現在、奈良市のごみを焼却処理している奈良市環境清美工場では大規模改修を行っております。

この改修工事に伴い、令和8年6月～11月の間、すべての焼却炉を停止する計画をしており、焼却処理ができなくなることから、他市の工場にごみ処理をお願いすることとなります。

そこで、これを契機に家庭から出るごみの焼却量を減らすために、これまで「燃やせるごみ」としていたもののうち、焼却せずに処理できるものを分別回収することと併せて、収集体制の変更を行います。

この分別ルールと収集体制は、工場の稼働再開後も、持続可能な環境づくりのため、本市において、「新しいごみ出しの習慣」として定着させていきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ごみの収集及び搬入体制の一部変更に伴い、この度は「令和8年度上期版ごみカレンダー」の改訂版をしみんだより5月号と共に送付させていただいております。

◆ごみ収集の変更点（詳細については裏面をご確認ください。）

・落ち葉・雑草及びせん定枝木

令和8年6月より「草木類」として、4週間に1回水曜日に収集を開始。

1世帯につき1回3点まで排出可能

（袋に入れたもの…1袋1点/ひもで縛ったもの…1束1点）

※「落ち葉・雑草」は「燃やせるごみ」として排出不可

「落ち葉・雑草」の環境清美工場への直接搬入は従来どおり可能

※「せん定枝木」は「大型ごみ」として排出不可

「せん定枝木」の環境清美工場への直接搬入は従来どおり可能

※1束の直径は30cm「以下」

・燃やせないごみ

「燃やせないごみ」の収集は2週間に1回から4週間に1回に変更になります。

◆環境清美工場への搬入に関する変更点

・年間持ち込み回数上限の変更

個人の年間持ち込み回数上限を「12回」から「6回」に変更

・持ち込み可能品の制限

令和8年6月から11月の間、「燃やせるごみ」、「可燃性の大型ごみ」の持ち込み不可

※「草木類」、「燃やせないごみ」及び「不燃性の大型ごみ」に分類されるものの持ち込みは可
令和8年6月から11月の間、持込時間帯の短縮

◆大型ごみ申込に関する変更点

・年間受付数の縮減

1世帯あたりの年間受付回数を6回から2回に変更

1回の収集量（予約可能点数）を6点から4点に変更

●ごみカレンダーに関する問い合わせ先：廃棄物対策課

TEL：0742-71-3001

●「草木類」の収集に関する問い合わせ先：収集課

TEL：0742-71-3012

●環境清美工場への搬入の変更に関する問い合わせ先：環境清美工場

TEL：0742-71-3000

●「大型ごみ」申込に関する変更への問い合わせ先：まち美化推進課

TEL：0742-71-3220